

## 大阪薬科大学研究倫理委員会規程

(目 的)

**第 1 条** 大阪薬科大学研究倫理規程（以下「研究倫理規程」という。）に則り、大阪薬科大学（以下「本学」という。）における研究の円滑な推進に資するため、大阪薬科大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任 務)

**第 2 条** 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 研究倫理規程第 14 条第 1 項及び第 2 項に定める本学の責務に関する事項
- (2) 研究倫理規程の運用に関すること
- (3) 研究倫理規程の改廃に関すること
- (4) 研究倫理についての研修及び教育の企画及び実施に関する事項
- (5) 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項
- (6) 研究倫理に関して学長からの諮問に関すること。ただし、大阪薬科大学研究倫理審査委員会の所掌に係る事項を除く
- (7) その他、研究者の倫理に関すること

2 委員会は、必要があると認められるときは、研究者に対して、適切な指導及び助言を行うものとする。

3 委員会は、研究者の重大な研究倫理規程違反行為があると認められる場合は、学長に報告するものとし、学長は適切な措置を講じるものとする。

(組 織)

**第 3 条** 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 教授会の議を経て学長が指名する教授 1 名
- (2) 研究倫理審査委員会委員長
- (3) 遺伝子組換え実験等安全委員会委員長
- (4) 動物実験委員会委員長
- (5) 人権委員会委員長
- (6) セクシュアル・ハラスメント対策委員会委員長
- (7) 研究委員会委員長
- (8) 事務局長
- (9) その他学長が必要と認めた者

2 前項の委員は、学長がこれを委嘱する。

(委員長及び副委員長)

**第 4 条** 委員会に委員長を置き、前条第 1 項第 1 号の委員が委員長となる。

2 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある場合は、その職務を代行する。

(任 期)

**第 5 条** 第 3 条第 1 項第 1 号及び第 9 号に定める委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし連続して 4 年を超えて在任することはできない。

(運 営)

**第 6 条** 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開催することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 3 委員長が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。
- 4 委員は、自己の違反行為に関する調査・審議に加わることができない。
- 5 会議は、非公開とする。

(相談員)

**第 7 条** 委員会に、研究倫理相談員（以下「相談員」という。）を置く。

- 2 相談員は次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 第 3 条第 1 項第 2 号から第 9 号の委員
  - (2) 学長が指名した教員 若干名
- 3 前項第 2 号の相談員の任期は 2 年とする。
- 4 相談員は、苦情、相談等を受けた事項について、委員長に報告しなければならない。
- 5 委員長は、前項の報告を受けたとき、必要ある場合は委員会を開催するものとする。
- 6 第 2 項第 2 号の相談員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(守秘義務)

**第 8 条** 委員及び相談員等、委員会の業務に関与する者は、調査・審議等を行う上で知り得た個人情報及び研究計画等に関する情報を、法令に基づく場合等正当な理由なく他に漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

(事務)

**第 9 条** 委員会の事務は、臨床教育・研究支援課において取り扱う。

(規程の改廃)

**第 10 条** この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

#### 附 則

この規程は、平成 22 年 9 月 6 日から施行する。(平成 22 年 9 月 6 日 拡大教授会承認)

#### 附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(平成 27 年 2 月 25 日 拡大教授会承認)

#### 附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 8 日から施行する。(平成 27 年 10 月 8 日 学長承認)